十二　第二期以後の利子　毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三　償還期限　平成二十八年九月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十五年九月十七日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十六年九月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年九月十五日から平成二十七年三月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額}+\text{経過利子に相当する金額}-\left(\text{利子に相当する金額}\times\frac{79.685}{100}\times 2-\text{受入経過利子に相当する金額}\right)$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額}\times\frac{0.12}{100}\times\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$$

㈡　平成二十七年三月十五日以後の場合

$$\text{額面金額}+\text{経過利子に相当する金額}-\text{利子に相当する金額}\times\frac{79.685}{100}\times 2$$

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十六年九月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年三月十五日から平成二十六年九月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額}+\text{経過利子に相当する金額}-\left(\text{利子に相当する金額}\times\frac{79.685}{100}+\text{経過利子に相当する金額}-\text{受入経過利子に相当する金額}\right)$$

㈡　平成二十六年三月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第９９６１号

千葉県千葉市稲毛区宮野木町1671―６
債務者　板井　顕一
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青代　深雪
4　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９６２号

神奈川県座間市南栗原２丁目１―31―303
債務者　川口　　由（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤尾さやか
4　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９６３号

埼玉県本庄市今井786―４　アルカンシェル・ド・ナナⅠ103
債務者　栗田　博之
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津匡美
4　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００６５号

東京都北区田端１丁目27―１―105
債務者　瀧沢　睦美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大関　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００６６号

東京都板橋区蓮根３丁目15―１―926
債務者　丸山　美治
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江森史麻子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００７４号

埼玉県坂戸市花影町13―５―３
債務者　小松　　立（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　直輝
4　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部